

別記様式第1号(第四関係)

くぼかわちく かつせいかけいかく
窪川地区活性化計画

高知県四万十町

平成30年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	窪川地区活性化計画		
都道府県名	高知県	市町村名	四万十町
		地区名(※1)	窪川地区
		計画期間(※2)	H30年度～H34年度

目標 : (※3)

本町に3箇所整備されている道の駅の中で、窪川地区の四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」(以下、「あぐり窪川」という。)は、本町の東の玄関口に展開する重要な観光拠点である。そのあぐり窪川の主力商品が「あぐり窪川の豚まん」であるが、近年、需要に対する供給不足が喫緊の課題となっている。本町の総合振興計画においても、6次産業化の推進が掲げられており、衛生管理の高度化された加工施設の整備目標が明文化されている。町内の豊富な畜産資源を活用した豚まん等の増産を可能とする加工施設を新設することにより、生産性の向上による販売額の増加とともに雇用の場の創出に加え、農林水産物の高付加価値化によって地域の活性化や過疎化の抑制を目指すものである。

(豚まん等の販売額の増加 H26～28平均 : 117,623千円 → H34 : 178,786千円)

(地域雇用の増加 H28 : 9人 → H34 : 13人)

(四万十ポークの高付加価値化(豚肉使用量) H26～28平均 : 21,672kg → H34 : 32,941kg)

目標設定の考え方

地区の概要:

四万十町は、高知県南西部に位置し、平成18年に旧窪川町・大正町・十和村の2町1村が合併して誕生した。特に本町は、清流四万十川の中流域にあり、中山間地域特有の多様な地形条件や農業環境の中、それぞれの地域特性を生かした農業経営に取り組んでいる。また経営の安定化のため、施設園芸を導入した複合経営も広く導入されている。あぐり窪川が位置する窪川地区は、農業と畜産が主力の地域であり、特に水稻は古くより「仁井田米」の名称で米どころとして知られ、平成28年の日本穀物検定協会主催の産米食味ランキングで、「にこまる」が高知県初の特A米にランク付されました。また、日本一の生姜生産の産地としても有名で、その他、ニラ・ミョウガ・キュウリ・ピーマンなどの施設園芸にも力を入れている。畜産では、酪農、肉用牛、養豚が盛んであり、中でも高知県内産の7割以上を生産する基幹的な養豚生産地(年間出荷30,000頭)であり、古くより、耕畜連携を意識した資源循環型農業の取組みが行われている。

本地区の人口は平成27年の国勢調査では12,150人であり、平成22年の国勢調査からの減少率は6.2%となっている。同じく、高齢化率(住民基本台帳:H24.3=37.6%→H29.9=42.22%)も年々上昇しており、人口減少及び高齢化が深刻な課題となっている。

現状と課題

地域産の安心安全な農林水産物を原材料として加工品を製造していることから、消費者の気も高く、中でも四万十ポークを主原材料としている「あぐり窪川の豚まん」を中心に、製造・販売を行う当該道の駅の店舗だけでなく、県内外の店舗でも販売することにより、年間117,623千円の売上(平成26～28年度平均)があり、地域の農林水産業者の経営意欲にもつながり、高齢化が進む中で経済波及効果もあり、地域の農業政策への貢献度も高く、生産量の増大による販売額の増加が課題である。

しかしながら、現状の加工施設では、生産量の増大が困難な状況であり、加工商品の増大による販売額の増加が喫緊の課題である。また、販売額の増加のためには、衛生環境を整えることにより今まで以上に安心安全な農林水産物の加工品を提供することで、主原材料である四万十ポークの高付加価値化を図る必要がある。

また、四万十町では、定住人口の減少及び高齢化が深刻な課題であり、移住・定住対策にも力を入れている中、定住人口の抑制するための新たな就労の場として提供する必要がある。このため、四万十町では、販売額の増加、雇用者数の増加、農林水産物の高付加価値化を進めるため、あぐり窪川の新加工施設整備は重要プロジェクトとして位置付けている。

今後の展開方向等(※4)

生産体制の向上: 今後重視される衛生面(HACCP対応)の環境を整えるとともに生産量の増加を図るため、新加工場を整備する。

地域産物の販売額の増加: 生産体制(生産性の向上、衛生面)を整えることにより、販路拡大に取組み、販売額の増加に繋げる。

雇用者数の増加: 生産体制を整備することにより、雇用の場を創出し、加工場に従事する人員増加を図る。

農林水産物の高付加価値化: 販路拡大による「あぐり窪川の豚まん」のブランド化に努め、主原材料である四万十ポークの高付加価値化を目指す。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
四万十町	窪川地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(⑩農林水産物処理加工施設)	四万十町	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

窪川地区(高知県四万十町)	区域面積(※2)	27,850ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 四万十町窪川地区は、総面積27,850ha(2015農林業センサス)のうち対象区域の農用地面積は1,505ha(2015農林業センサス)、林野面積22,872ha(2015農林業センサス)で農林地率が87.5%である。 また、世帯数5,254戸(国勢調査:平成27年)のうち農家戸数が1,079戸(農林業センサス:2015年)で約20.5%が農業従事者であり、農業の雇用の場を創出することが重要であると考えている。		
②法第3条第2号関係: 本地区の人口は年々減少(国勢調査:H22=12,963人→H27=12,150人で約6.2%減)し、高齢化率(65歳以上の人口比率)の進行(住民基本台帳:H29.9.30=42.22%)しており、定住人口の減少の抑制することが重要であり、当該地域の活性化にとって有効かつ適切であると考えている。		
③法第3条第3号関係: 本地区は過疎地域であり、市街地に位置づけられた地域ではない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			
該当無し													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物			該当無し			
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">該当無し</div>	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

雇用者数の増加及び販売額の増加については、稼働開始3年後のH34年度の指定管理者の決算報告書により確認し、農林水産物の高付加価値化については、会計システムの販売額のうち県外事業所の販売額をもって確認し、第三者である高南地域営農協議会で評価する。
ただし、販売額の目標は、ふるさと納税の返礼品を含んでおり、ふるさと納税の廃止等があった場合は、その数値を計算して評価する。